(別紙1)

「電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例に係る申請 書等の様式について(通知)」の一部を次のように改正する。

(別紙)本文1から6中「住所」を「事務所」に、「地方団体の長」を「都道府県知事」に改める。

(別紙) 本文7を次のように改める。

7 主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による 保存等の承認申請書

法第748条又は第749条の承認を受けている者(法第748条第1項の表の第3号の上欄に掲げる者を除く。)が、事務所等を移転した後も引き続き当該承認を受けようとする場合に、法第752条第1項の規定に基づき事務所等を移転した後の事務所所在地等の都道府県知事に提出する申請書の様式は、第7号様式「主たる事務所又は事業所の移転に係る地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」とする。

第1号様式記載要領等中「道府県民税所得割、市町村民税所得割」を削り、「地方団体の長」を「都道府県知事」に改める。

第2号様式記載要領等中「道府県民税所得割、市町村民税所得割」を削り、「地方団体の長」を「都道府県知事」に、「個人事業税」を「法人道府県民税」に改める。

第3号様式中「財団法人」を「一般財団法人」に、「地方団体の長」を「都道府県知事」に改め、同様式記載要領等中「地方団体の長」を「都道府県知事」に、「個人事業税」を「法人道府県民税」に、「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第4号記載要領等中「道府県民税所得割、市町村民税所得割」を削り、「地方団体の長」を「都道府県知事」に改める。

第5号様式記載要領等中「地方団体の長」を「都道府県知事」に改める。

第6号様式記載要領等中「地方団体の長」を「都道府県知事」に改める。

第7号様式を別添のように改める。

第7号様式

主たる事務所又は事業所の移転に係る

	_
イイカ 土一	`
(移転	
(12) +4	٠.
	/

	付 地大	税関係	長簿書類	の電	磁的記録等	学によ	る保存等	等の承認申	請書	移転
受 <i>,</i> '	·/-''-\、 _即							※整理番号		
	<i>)</i> —			(フリガナ)					
``				名	称(屋号)		(_		
平成	年 月	日		(フリガナ)		(電話番	号 —	_)
				代表	表者氏名					
			殿	(フリガナ)					
				代表	表者住所					
	事			(フリガナ)					
	務	移車	云 後	主たる事	事務所又は事業所の所在地		(電話番号	号· _	_)
	所			(フリガナ)					
	等	移・軋	云 前	主たる事	事務所又は事業所の所在地		(電話番号	号 —	_)
	が税法第75)で、申請しま		(第75	4条	において準用	する場	合を含む	・。)の規定に	基づく承	認を受け
	(認を受けよう (認状況等	とする地力	方税関係帳	簿書	類の種類、移	転前の	承認年月日	日、移転後の個	录存場所、	国税関
	帳簿書類の種					7	人力方式			
税目	名称・作成 事務所等	ファイル形式 (法第748条 第3項関係)	承認年	月日	保 存 方	法	(法第748条 第3項関係)	移転後の係	や存場所	国税関係承認状況
			年 月	日	□ 電磁的記□ COM □ スキャナ		業務 速やか 適時			税務署
			年 月	日	□ 電磁的記 □ COM □ スキャナ		業務 速やか 適時			税務署
			年 月	目	□ 電磁的記□ COM □ スキャナ		業務 速やか 適時			税務署
			年 月	目	□ 電磁的記□ COM □ スキャナ	録 □	業務 速やか 適時			税務署
			年月	日	□ 電磁的記□ COM □ スキャナ		業務 速やか 適時			税務署
			年 月	日	□ 電磁的記□ COM □ スキャナ		業務 速やか 適時			税務署
*	整理簿	F	時 提	出『	申 請 書			回 付	- <u>!</u>	先
処										
理	(摘 要)									

2 主たる事務所	所又に	は事業所以	外の事	務所.	又は事	業所	-					
都道府県名						所		右	Ē	地		
3 事務所等を利	多転し	た日										
左	F	月	目									
4 電子計算機等	等の棚	既要										
(法第748条第 承認を受けよう												<u>{</u>)
区	分	メーカ	一名	機	種	名	台	数	運用	形態	設 (委託運用 <i>0</i>	置場所 の場合は、委託の名称及び所在地)
コンヒ゜ュータ • フ゜リン	/タ)							台	自己	• 委託		
コンヒ゜ュータ・フ゜リン (/身)							台	自己	• 委託		
コンヒ [°] ュータ・フ [°] リン	/タ)							台	自己	• 委託		
コンヒ゜ュータ・フ゜リン	/タ)							台	自己	• 委託		
(法第748条第 承認を受けようと			書類に言	己載さ	いれてい	ハる事	項を	電磁	的記録に	記録する	る装置及び電	電子計算機の概要
区	分	メーカ	一 名	機	種	名	台	数	運用	形態	設 (委託運用の	置場の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンヒ゜ュータ • スキャナ • フ	'゚リンタ)							台	自己	• 委託		
コンヒ [°] ュータ • スキャナ • フ	'゚リンタ)							台	自己	• 委託		
コンヒ [°] ュータ ・ スキャナ ・ フ	'゚リンタ)							台	自己	• 委託		
コンヒ [°] ュータ ・ スキャナ ・ フ	'゚リンタ)							台	自己	• 委託		
5 承認を受け。 (法第748条第												<u> </u>
	T	市販プ								ム以外の		
区分	メ	ーカー				等					ラム言語	備考
自己開発・委託開発・市												
自己開発・委託開発・市り												
目 ()	W.											
自己開発・委託開発・市り												
自己開発・委託開発・市り	_											
()												
自己開発・委託開発・市り	W.											

6 総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

一《注意事項》 -

- 1 法第748条第1項(地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び保存)及び第749条第1項(地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及びCOMによる保存)に係る承認を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第748条第2項(地方税関係書類の電磁的記録による保存)及び第749条第2項(地方税関係書類のCOMによる保存)に係る承認を受けようとする場合は、(4)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 3 法第749条第3項 (COMに代えて保存) に係る承認を受けようとする場合は、その承認が地方税関係帳簿に係るものであるときは(1)から(6)まで、地方税関係書類に係るものであるときは(4)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 4 法第748条第3項(地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存)に係る承認を受けようとする場合は、(7)から(III)までに掲げる事項について記載する必要があります。

地方税関係	(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置(第25条第1項第1号イ関係) □ データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録され、システムを使用する。 □ データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。 □ 上記以外の方法による。	
係帳簿	※ 該当する場合のみ記載してください。□ ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない() 部規程でこの旨を定める)。	内
の保存等に固	(2) 追加入力した事実の確認に関する措置(第25条第1項第1号ロ関係) □ 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除するこができない)システムを使用する。 □ 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔□一連番号、□伝票番号、□その()〕を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することできない)システムを使用する。 □ 上記以外の方法による。 〔	他
有の措置	(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置(第25条第1項第2号関係) □ 〔□一連番号、□伝票番号、□その他()〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。 □ 上記以外の方法による。 〔	<i>О</i>
地方税関係帳簿の保存等・地方税関係書類の保存に共通の措置	(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第25条第1項第3号関係) 次の名称の書類を備え付ける。 ① システムの概要を記載した書類 ② システムの開発に際して作成した書類 ③ システムの操作説明書 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)及び電磁的計録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類	

	□ 電磁的記録の値 イ及びプリンタを	情付け及び保存をする場合 に備え付けて、電磁的調 で、速やかに出力する	場所に出力のた 記録をディスプ	る措置(第25条第1項第4号関係) めの電子計算機、プログラム、ディスプレ レイの画面及び書面に、整然とした形式及 ようにする。				
地 地	(6) 検索機能の確保に	- -関する措置(第259	★第1項第5号。	、第25条第2項関係)				
地方税		素の条件として設定する						
関関	(第25条第1項第	55号関係)						
関係帳簿		して設定することができ	る記録項目	主な帳簿書類名				
\mathcal{O}	□取引年月日□勘							
(保存に								
等に								
等・共通								
の 措				して条件を設定することができる。				
置		頁目を組み合わせて条例 Mg)	牛を設定するこ	とができる。				
	(第25条第2項関 検索の条件と	//ボ/ して設定することができ	る記録項目	主な帳簿書類名				
	□取引年月日□			- 5 K N B M B				
			<u>ー</u> を指定して条件	を設定することができる。				
	□ 赤色、緑色及び	メートル当たり 8 ドッ 青色の階調が各々 2 5 	6 階調以上で読	·				
地	認証局の名称		電 子 署	名 の 種 類 等				
方税関係書	□ 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 □ 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。							
類	□ 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。							
のスキャナ	□ 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって 同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 □ 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明 される電子署名である。							
保 存	□ 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。							
に	(9) タイムスタンプの	付与に関する措置(第:	25条第5項第	2号ハ関係)				
関す	事業者の名称			タンプの種類等				
る			ボデータ通信協会	会が認定する業務に係るタイムスタンプであ				
措置		て確認できる。		とについて地方税関係書類の保存期間を通じ				
				、一括して検証することができる。				
		□ 一般財団法人日本 る。	アータ 理信 勝分	会が認定する業務に係るタイムスタンプであ				
		□ 記録事項が変更さ て確認できる。		とについて地方税関係書類の保存期間を通じ				
	i e	□ 課税期間中の任意	の期間を指定し	/、一括して検証することができる。				

	□ 地方税関				置(第25条第5項 び書類の大きさに				
	理システムの根 □ 記録事項に	既要(第25条第5	5 項第2号ホ関係 った場合には、訂) 正のすべての履歴	及び内容を確認でき が必ず確認できる。 含む削除前の内容を				
	区 分	市販プログ	ラムの場合	市販プログラ	テム以外の場合	備考			
		メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	NHI 17			
-	自己開発・委託開発・市販()								
-	自己開発・委託開発・市販 ()								
也	2 5 条第 5 項第 □ [□一連: 地方税関係□	; 3 号) 番号、□伝票番号	・、□その他(係帳簿の記録事項 できるようにする	の関連性の確認に)〕により地方 。				
9系 碁 頁 り ス キ ア	(3) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第25条第5項第4号関係) □ 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35 センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。 □ カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。								
トネ字こ曷ける昔	5条第5項第5 □ 次の書類 〈システム○ □システ	号関係) を備え付ける。 の概要を記載した ム □スキャナ	書類〉	付けに関する措置 検索機能 □その他	社(第25条第1項 上(第3号、第2			
至	□システ 全体	の開発に際して作 ム □スキャナ 装置 の操作説明書〉		検索機能 □その他	Ι ()			
		ム ロスキャナ	□訂正削除 □ 管理機能	検索機能 □電子署	名 □タイム □そ スタンプ	さの他 ()			
	録の保存 □電子計	機処理に関する馴 に関する事務手総 算機処理 □電磁 □電子署名 □2	売を明らかにした 的記録の保存	書類〉	は処理委託契約書)	及び電磁的記)			
					条第5項5号関係)	ı			
		を検索の条件とし の条件として設定す			主な書	類名			
			□取引先名称		工 % 目	AR 10			
				囲を指定して条件 定することができ	を設定することが [、] る。	できる。			

	(II) 都道府県知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置(第25条第6項関係) □ 第25条第6項に定める電磁的記録の保存を行う場合には、当該電磁的記録の作成及び保存に 関する事務の手続を明らかにした書類(責任者が定められているものに限る。)を備え付ける。
7 -	その他参考となる事項

添付書

- 1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事の証明書
- 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託 している場合には、その委託に係る契約書の写し)
- 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(6/6)

類

「主たる事務所又は事業所の移転に係る 地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書 移転 」の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」といいます。)による保存又は地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存(スキャナによる地方税関係書類に係る電磁的記録の保存)(以下「電磁的記録等による保存等」といいます。)の承認を受けている者が、他の都道府県の区域にその主たる事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を移転した場合において、引き続き電磁的記録等による保存等を行うため、移転後の事務所等所在地の都道府県知事の承認(法第752条第1項(第754条において準用する場合を含む。)の規定に基づく承認)を受けようとする場合に使用してください。

1 申請期限等

- (1) 申請期限
 - 事務所等の移転を行った日から3月を経過する日までに都道府県知事に提出してください。
- (2) 提出部数
 - この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し若しくは当該都道府県知事による証明書
- ② 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ③ 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ④ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類
- (注) 1 申請者(保存義務者)が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外の プログラムを使用する場合は、②の書類を添付する必要はありません。
 - 2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、③の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認 状況等」の各欄
 - イ 「帳簿書類の種類」欄
 - (イ) 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油 引取税」のように記載してください。
 - (p) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の名称(名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項)を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿書類を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。
 - (記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
 - 2 仕訳帳(本店及び○○支店)、△△支店の売掛金元帳
 - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
 - 4 注文書の写し(本店及び○○支店)、△△支店の領収書の写し
 - 5 注文書、納品書、見積書、請求書
 - 6 注文書(本店及び○○支店)、△△支店の納品書
 - (v) 「ファイル形式」欄は、地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合において、例えば PDF、JPEG、TIF などのファイル形式を記載してください。
 - ロ 「承認年月日」欄には、事務所等を移転する前の事務所所在地等の都道府県知事による承認を受けた年月日又は 当該承認があったとみなされた年月日を記載してください。
 - ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。
 - ニ 「入力方式」欄には、地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合において、承認を受けようとする 書類の種類ごとに採用する入力方式の□ (チェック欄) にレ印を付して表示してください。
 - ホ 「移転後の保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。
 - へ 「国税関係承認状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく承認を受けている場合は、承認を受けた税務署名を記入してください。
- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所がこの申請書を提出する都道府県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。 なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。
- (3) 「4 電子計算機等の概要」の各欄
 - イ 地方税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存の場合は上段(法第74

8条第1項、第748条第2項、第749条第1項及び第2項関係)、地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合は下段(法第748条第3項関係)に、それぞれ記入してください。

- ロ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
- ハ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載 してください。
- ニ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ホ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
 - なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (4) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存の場合に記入してください。)
 - イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 - なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
 - ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び 商品名等をそれぞれ記載してください。
 - ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
 - = 自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (5) 「6 総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄
 - イ 共通の記載方法
 - (イ) 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。
 - (中) [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
 - ロ 個別の記載方法
 - (4) 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部 規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)をかっこ内に記載してください。
 - (n) 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
 - (n) 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
 - (二) 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
 - (ホ) 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類名を、帳簿については中断(第25条第1項第5号関係)、書類については下段(第25条第2項関係)に、それぞれ記載してください。
 - なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿書類名をまとめて記載してください。
 - (A) 「(8) 電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載してください。
 - (h) 「(9) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行 う事業者名を記載してください。
 - (f) 「(11) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄
 - ① 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 - なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
 - ② 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
 - ③ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
 - ④ 自己が開発したプログラム (他の者に委託して開発したプログラムを含みます。) 以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
 - (リ) 「(12) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載してください。
 - (X) 「(!!) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、システムの概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
 - なお、「訂正削除管理機能」とは、承認申請書6個に記載した電子計算機処理システムをいいます。

(ル) 「(版) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類名を記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類名をまとめて 記載してください。